

○袋井市三世代同居・近居のための空き家改修等支援事業費補助金交付要綱

令和2年3月31日

告示第62号

改正 令和3年3月30日告示第37号

令和5年3月31日告示第62号

令和6年3月29日告示第40号

(趣旨)

第1条 市長は、市内の空き家を有効活用し、三世代同居・近居をする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、袋井市補助金等交付規則（平成17年袋井市規則第47号）及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 袋井市空き家台帳に記載された一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるものでその用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）であって、1年以上空き家であるものをいう。
- (2) リフォーム工事 居住の用に供する部分の機能又は性能を維持又は回復させるための修繕、模様替え、更新、取替等の工事をいう。
- (3) 子育て世帯 補助金の交付申請日において、18歳未満の子（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を含む。）がいる世帯をいう。
- (4) 三世代同居 子育て世帯とその親世帯が同居することをいう。
- (5) 近居 子育て世帯とその親世帯が市内の同一中学校区域内又は隣接する小学校区域内に居住することをいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象となる空き家（以下「補助対象空き家」という。）は、昭和56年6月1日以降に建築された建築物で建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく耐震基準を満たしているものであって、かつ、第11条に規定する事業実績報告の提出日までに、耐震補強工事により、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に定める構造耐震指標が1.0以上を満たすものとする。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、補助金の申請日以降に三世帯同居・近居をしようとする者で、10年以上補助対象空き家に住み続ける意思があるもの（以下「空き家利用者」という。）をいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金を受けることができない。

- (1) 市税の滞納がある者
- (2) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）及び配偶者の3親等以内の親族から空き家を購入、賃貸借又は使用賃借する者
- (3) 自己所有の空き家
- (4) 新築された建売住宅の空き家を購入する者
（補助対象事業）

第5条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、空き家利用者が発注する補助対象空き家のリフォーム工事又は補助対象空き家の購入（用地費を除く。）とする。

（補助対象経費）

第6条 補助対象経費は、補助対象事業に要する費用とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助対象経費としない。

- (1) 土地の購入費用
- (2) 契約、登記、仲介手続等に要する費用及び租税公課
- (3) ガスコンロ、照明等、エアコン等の家電製品の設置及び取替の費用
- (4) 家具、什器等の備品の費用
- (5) 外構工事の費用
- (6) その他市長が不相当と認めたもの

（補助金の額等）

第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、30万円（補助対象空き家が袋井市立地適正化計画で定める居住誘導区域にある場合は、45万円）を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てる。

2 補助金の交付回数は、同一物件につき1回を限度とする。

（交付の申請）

第8条 申請者は、補助金等交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、当該補助対象空き家の売買契約が成立している場合は、契

約成立後30日以内に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 補助対象空き家の位置図
- (3) 補助対象空き家の直近3月以内に交付された建物の登記に係る全部事項証明書
- (4) 補助対象空き家が第3条に該当することが分かる書類
- (5) 子育て世帯と親世帯の関係が分かる直近3月以内に交付された戸籍全部事項証明書等の写し
- (6) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (7) 同居又は近居を予定している世帯全員の直近3月以内に交付された住民票の写し（続柄が分かるもの）
- (8) 直近3月以内に交付された土地の登記に係る全部事項証明書
- (9) その他市長が必要と認めるもの

2 申請者が発注するリフォーム工事について補助を受ける場合は、前項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) リフォーム工事に係る見積書の写し
- (2) 工事着工前の写真（リフォーム工事に係る部分）
- (3) リフォーム工事の計画図（配置図、平面図等）

3 申請者が空き家の購入について補助を受けようとする場合は、第1項に掲げる書類のほか、売買契約書案又は売買契約しようとする内容が分かる書類を市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第9条 市長は、補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは補助金等交付決定通知書により、申請者に通知する。

（交付の条件）

第10条 交付を決定するときは、次に掲げる事項を条件とする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、変更承認申請書に前条に掲げる書類を添えて提出し、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。
 - ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - イ 事業費を変更しようとするとき。
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったと

きは、速やかに市長にその旨報告し、指示を受けなければならないこと。

- (3) 事業実施後の管理及び活用状況を定期的に市に報告すること。
- (4) 補助金の収支に関する帳簿を整え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後10年間保管しなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(事業実績報告)

第11条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して1月を経過した日又は交付の決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 空き家利用者の転入後の世帯全員の住民票の写し（続柄が分かるもの）
- (2) その他市長が必要と認めるもの

2 第8条第2項に該当する場合は、前項に掲げる書類のほか、次の書類を提出するものとする。

- (1) リフォーム工事費用の請求書又は領収書の写し
- (2) リフォーム工事の施工中及び完成時の写真

3 第8条第3項に該当する場合は、第1項に掲げる書類のほか、次の書類を提出するものとする。

- (1) 売買契約書の写し
- (2) 購入費用の請求書又は領収書の写し
- (3) 建物の登記に係る全部事項証明書（登記が完了していない場合は、申請書の写しを提出するとともに、完了時には全部事項証明書の写しを提出すること。）

(補助金の請求)

第12条 申請者は、補助金の確定通知を受けた者は当該通知を受領した日から起算して10日以内に請求書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行規則)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和3年3月30日告示第37号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第62号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和6年3月29日告示第40号）

この告示は、公示の日から施行する。